

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県（企業局及び病院事業局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事又は製造の請負、業務の委託、物品の調達その他契約に係る競争入札に参加することができる有資格業者が、別表指名停止基準（以下「停止基準」という。）に掲げる事由に該当する行為を行った場合に、指名停止することについて、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 競争入札参加資格者名簿

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）第121条によりその例によることとされる場合を含む。）及び山形県公営企業財務規程（昭和53年4月山形県企業管理規程第11号。以下「企業財務規程」という。）第135条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿をいう。

(2) 有資格業者

競争入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

(3) 指名停止

一定の期間競争入札の参加者の選定から除外することをいう。

(4) 公所等

公所（財務規則別表第1の左欄に掲げる出先機関等をいう。）、事業所（山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）第3章に規定する機関の組織をいう。）及び病院（山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）第3章に規定する機関の組織をいう。）をいう。

(5) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに維持業務委託、測量、設計監理、地質調査及びコンサルタントに関する業務をいう。

(6) 調達品等

製造の請負、業務の委託、物品の調達その他の契約による成果品をいう。

(7) 調達契約

建設工事及び調達品等に係る契約行為をいう。

(指名停止の事由及びその期間)

第3条 有資格業者が停止基準の各号に掲げる指名停止事由の一に該当すると認められる行為を行ったときは、情状に応じて停止基準各号及び本要綱に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(指名停止審査会の設置)

第4条 有資格業者の指名停止についての審査を行うため、次の審査会を設け、それぞれ当該各号の競争入札参加資格者名簿に登載されている業者の指名停止について審議する。

(1) 建設工事等業者指名停止審査会 建設工事競争入札参加資格者名簿、設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料競争入札参加資格者名簿

(2) 物品・業務委託等業者指名停止審査会 前号以外の競争入札参加資格者名簿

2 前項第1号の指名停止審査会は県土整備部が、第2号の指名停止審査会は会計局が所管することとし、各指名停止審査会の構成、運営等については別に定める。

(審査及び決定)

第5条 有資格業者に停止基準の指名停止事由に該当すると認められる事実があった場合は、直ちに、当該有資格業者が掲載されている競争入札参加資格者名簿を所管する指名停止審査会において審査を行い、指名停止の適否及び指名停止の期間を決定するものとする。

(指名停止の範囲)

第6条 前条の指名停止審査会で決定した指名停止は、県の全ての競争入札について及ぶものとする。
2 有資格業者に対し指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名し、又は入札参加資格の確認を行っているときは、当該指名又は資格確認を取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第7条 元請負人に対して指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人（再受託者を含む。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、原則として元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(共同企業体及び事業協同組合に対する措置)

第8条 有資格業者である建設工事共同企業体及び事業協同組合等（以下「共同企業体等」という。）に対して指名停止を行うときは、当該共同企業体等の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
2 有資格業者に対して指名停止を行うときは、当該有資格業者を構成員とする共同企業体等（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる場合を除く。）についても、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第9条 有資格業者が一の事案により停止基準の指名停止事由各号の二以上に該当したときは、当該指名停止事由ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長い期間をもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(指名停止の期間等の特例)

第10条 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期の期間は、当該指名停止事由について定められている短期の期間の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
(1) 指名停止事由第1号から第9号各号の事由による指名停止の期間満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再び、指名停止事由第1号から第9号各号の指名停止事由に該当する事実又は行為を行ったと認められるとき。
(2) 指名停止事由第10号から第19号各号の事由による指名停止の期間満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再び、指名停止事由第10号から第19号各号の指名停止事由に該当する事実又は行為を行ったと認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）
(3) 指名停止事由第10号から第15号の各号の事由による指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再び、指名停止事由第10号から第15号各号の指名停止事由に該当する事実又は行為を行ったと認められるとき。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第 1 1 条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止事由各号及び前 2 条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の 2 分の 1 まで短縮することができるものとする。

2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため指名停止事由各号及び第 9 条の規定による長期の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができるものとする。ただし、指名停止の期間は、3 年を超えることができない。

(指名停止期間の変更)

第 1 2 条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由並びに極めて重大な結果を生じさせたことが明らかとなったときは、指名停止事由各号及び第 9 条から第 11 条で定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。

(指名停止の解除)

第 1 3 条 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認められるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第 1 4 条 有資格業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の行為により、次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 有資格業者が、入札・契約の執行に際して、当該入札において談合を行っていない旨の誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、指名停止事由第 13 号又は第 15 号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関して、指名停止事由第 12 号又は第 13 号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。
- (3) 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項。以下同じ。）の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案において、当該職員の容疑に関して、指名停止事由第 14 号又は第 15 号に該当する有資格業者に悪質な事由があると認められるとき。

(事故等の通知)

第 1 5 条 各部局長又は出先機関の長等は、有資格業者について指名停止の事由に該当する事実があると認めたときは、直ちに当該業務の入札参加資格者名簿を所管する県土整備部長又は会計局長(以下「所管部局長」という。)に通知しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し、指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

(指名停止等の通知)

第 1 6 条 所管部局長は、第 5 条の規定に基づき指名停止を決定したときは、当該有資格業者に対して別紙様式第 1 号により通知するものとする。また、第 12 条の規定により指名停止の期間を変更したとき、又は第 13 条の規定により指名停止の解除を決定したときも同様とし、それぞれ別紙様式第 2 号及び第 3 号によりこれを行うものとする。

- 2 前項の規定による指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県発注に関するものであるときは、必要に応じて改善の報告を徴するものとする。
- 3 所管部局長は、第1項の通知に併せ、各部局長及び出先機関の長等に対し、その旨を通知するものとする。

(下請負の禁止)

第17条 指名停止期間中の有資格業者は、当該期間中は県発注に係る業務の全部若しくは一部を下請負（再受託を含む。）することができない。

(随意契約の相手方の制限)

第18条 指名停止期間中の有資格業者を、当該期間中は随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の特例)

第19条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事若しくは緊急に物品調達等を行う必要があるとき等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、入札参加者の選定に係る審査会に諮って競争入札又は随意契約の相手方とすることができるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第20条 所管部局長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で注意を行うことができるものとする。

(苦情申立て)

第21条 第3条の規定による指名停止又は第20条の規定による注意を受けた有資格業者は、当該措置について、苦情の申立てを行うことができるものとする。

- 2 苦情申立ての手続きについては、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第10条、第12条及び第13条については、この要綱の施行日前に各部局の要綱に基づきを受けている場合も適用する。なお、第10条の適用については、既に受けたにおける事由は、当該事案に照らして、この要綱の基準の事由の一に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の一部改正の適用前に、事由の原因となる行為が行われたものに係る期間は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の一部改正の適用前に、事由の原因となる行為が行われたものに係る期間は、なお従前の例による。
- 3 山形県企業局競争入札参加資格者要綱及び山形県病院事業局競争入札参加資格者要綱は廃止する。

- 4 この要綱の一部改正の施行日前に廃止前の山形県企業局競争入札参加資格者要綱又は山形県病院事業局競争入札参加資格者要綱に基づき、県企業局又は県病院事業局が行ったはこの要綱に基づき行ったとみなす。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。
2 この要綱の一部改正の適用前に、事由の原因となる行為が行われたものに係る期間は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

住 所
業 者 名
代 表 者 様

山 形 県 知 事 名

指 名 停 止 通 知 書

貴社について、「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づき、下記のとおり指名停止を行うことに決定したので通知する。

再びこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、必要な改善措置をとられたい。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

3 指名停止の内容

- (1) 貴社が登載されている競争入札参加資格者名簿に係るすべての業務について、指名停止期間中、競争入札参加の選定から除外する。(一般競争入札に参加する資格も有しない。)
- (2) 指名停止期間中は随意契約の相手方としない。
- (3) 指名停止期間中は県発注に係る業務の全部若しくは一部を下請負(再受託を含む。)することができない。
- (4) 既に県から指名通知又は資格確認通知を受けている場合は、これを取り消す。
- (5) 指名停止期間中に、措置時点と異なった状況が判明した場合には、指名停止要綱の規定により、停止期間の変更又は停止の解除を行うことがある。

※「県」とは、山形県企業局及び山形県病院事業局を含む山形県のすべての組織のことである。

(注) 指名停止措置を受けた者は、当該措置について、指名停止期間中に書面により苦情を申し立てることができる。書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申立者の商号又は名称並びに住所
- ② 申立に係る措置
- ③ 申立の趣旨及び理由
- ④ 申立の年月日

(様式第2号)

〇〇第 号
年 月 日

住 所
業 者 名
代 表 者 様

山 形 県 知 事 名

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 〇〇第 号で通知した貴社についての指名停止について、下記の理由により指名停止期間を変更するので通知する。

記

1 指名停止期間を変更した理由

2 変更した期間

変更後の期間： ～

(変更前の期間： ～)

(注) 指名停止措置を受けた者は、当該措置について、指名停止期間中に書面により苦情を申し立てることができる。書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 申立者の商号又は名称並びに住所
- ② 申立に係る措置
- ③ 申立の趣旨及び理由
- ④ 申立の年月日

(様式第3号)

〇〇第 号
年 月 日

住 所
業 者 名
代 表 者 様

山 形 県 知 事 名

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 〇〇第 号で通知した貴社についての指名停止について、下記の理由により指名停止を解除するので通知する。

記

- 1 指名停止を解除する理由
- 2 指名停止を解除する日

別 表 指 名 停 止 基 準

指 名 停 止 事 由	期 間
(虚偽記載)	
1 競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（知事が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
(故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入)	
2 県と締結した調達契約の履行に当たり、故意又は過失により建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く）	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
3 県内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、故意又は過失により建設工事又は調達品等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(契約違反)	
4 県と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。（第 2 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1 か月以上 8 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 県と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
6 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)	
7 県と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
8 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内
(県外における公衆損害事故、事業関係者事故)	
9 山形県外における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が著しく不適切であったため、公衆又は事業関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が特に重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内
(贈賄)	
10 有資格業者である個人、有資格業者の役員（以下「役員」という。）又はその使用人（以下「使用人」という。）が、県職員又は県内の他の公共機関の	逮捕又は公訴を知った 日から

指 名 停 止 事 由	期 間
職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 か月以上 24 か月以内
1 1 役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反行為)	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内
1 2 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 か月以上 24 か月以内
1 3 県又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)	当該認定をした日から 12 か月以上 24 か月以内
1 4 役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 24 か月以内
1 5 県又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 24 か月以内
1 6 建設業法の規定に違反し、役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 3 か月以上 12 か月以内
1 7 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合で、次のイ又はロに該当し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) イ 県内を対象とする調達契約において、建設業法の規定に違反し監督処分がなされた場合 ロ 東北管内において建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分がなされた場合 (不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
1 8 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内
1 9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱運用基準

本要綱に定める指名停止等の運用に当たっては、次の基準によるものとする。

本文第4条関係（指名停止審査会の設置）

- 1 指名停止の審査を行う審査会は、指名停止措置の対象となった業者が登載されている競争入札参加資格者名簿を所管する審査会で行うものとする。
- 2 2つの審査会の所管する名簿に登載されている業者の指名停止の審査については、指名停止措置を審査するに至った当該事案の内容により判断するものとする。ただし、次の役務に関するものについては建設工事等業者指名停止審査会の事案とする。
 - イ 除排雪
 - ロ 道路・河川等に係る維持修繕
 - ハ 土木施設にかかる設備・機器保守点検
 - ニ 植栽等管理
 - ホ 支障木伐採
 - ヘ 森林整備
- 3 脱税、公職選挙法違反等の業者全般又は個人的な不正行為については、業者の主たる業務に対応した審査会で審査を行うものとする。

同第7条関係（下請負人の指名停止）

- 1 県又は他の機関の発注工事の施工において、建設業法違反により下請負人のみが又は下請負人がより重責であるとして行政処分が行われた場合等については、下請負人の指名停止期間を元請負人の指名停止期間を超えて設けるものとする。
- 2 県発注工事の施工において、下請負人のみが当該工事施工に関して法令違反等で逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、下請負人が不適切な行為により指名停止事由に該当することとなった場合には、元請負人も同様に指名停止を行うものとする。

同第8条関係（共同企業体及び事業協同組合に対する措置）

- 1 共同企業体には法人格がなく構成業者が共同で施工するものであり、指名停止の実効性を確保するため、共同企業体とその構成員については、原則として一方が指名停止となれば、もう一方も指名停止とするものとする。
- 2 事業協同組合については、組合とその組員である単体業者は独立した事業者であることから、当該指名停止について責を負う場合についてのみこの規定を適用するものとする。

同第10条関係（指名停止の期間等の特例）

- 1 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第10条に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- 2 下請負人又は共同企業体等の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体等の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- 3 共同企業体等が第8条第2項の規定に基づく指名停止を受けたときについては、短期加重措置の対象としないものとする。

同第11条関係（指名停止期間の短縮及び延長）

「情状酌量すべき特別の事由」には、有資格業者に指名停止事由の一に該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期が相当以前であり、同時期の同種の別件について、既に指名停止措置がとられており、現時点においてはその行為が認められない場合を含むものとする。

同第 13 条関係（指名停止の解除）

「当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるとき」とは、贈賄等容疑で逮捕され、不起訴になった場合などをいう。

同第14条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

- 1 短期加重措置の対象となった案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- 2 第 2 号及び第 3 号の「悪質な事由があると認められるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 3 「他の公共機関の職員」とは、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。（別表 指名停止基準関係 第 10 号及び第 11 号においても同様とする。）

同第15条関係（事故等の通知）

- 1 各部局長又は出先機関の長等の通知は、所管する調達契約又は補助事業等において指名停止事由に該当する事実があると認めた場合に行うものとし、この場合の調達契約の範囲は、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 130 条の規定により契約を締結又は請書を提出させるものを対象とする。
- 2 各部局長又は出先機関の長等は、前項のほか、関係する団体等において指名停止事由に該当する事実があると認められる場合は、所管部局長に速やかに情報の提供を行うとともに、所管部局長が行う指名停止に関する調査等に協力するものとする。

同第 20 条関係（指名停止に至らない事由に関する措置）

指名停止を行わない場合であって注意を行う場合には、有資格業者に指名停止事由の一に該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期から相当程度年数が経過しており、現時点においてはその行為が認められない場合を含むものとする。

[別表 指名停止基準関係]

指名停止の期間は、原則として、短期の期間を用いるものとする。ただし、悪質又は社会的影響の大きい事案等については、情状を勘案し長期の期間の範囲内において定めるものとする。

有資格業者に指名停止事由の一に該当すると認められる事実があったが、その行為を行った時期から相当程度年数が経過しており、現時点においてはその行為の再発のおそれがないと認められる場合には、指名停止措置の趣旨に沿って、調達契約の相手方としての不適當性及びその程度を判断するものとする。

基準内の「逮捕又は公訴を知った日」及び「当該認定をした日」とは、「指名停止審査会において指名停止事由に該当する事実が報告され、認定された日」のことを示すものとする。

同第 2 号及び第 3 号関係（故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入）

「故意又は過失により建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき」において、故意のときは、原則として期間の短期を 2 か月以上とするものとする。

同第2号関係

「建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。ただし、およそ予測することができないような事態が発生した場合、設計図書又は発注者側の監督職員の誤った指示に基づくものであった場合は原則として指名停止は行わないものとする。

- イ 会計検査院又は県監査委員等に指摘され、指摘事項が国会又は県議会等に報告されたとき。
- ロ 山形県建設工事検査要領第7条による「工事手直し請求書」により、補修又は改造を命じられたとき。
- ハ 建設工事又は調達品等の納入において、施工成績又は履行内容等が著しく不良で県に対して損害を与えたとき。
- ニ その他、指名停止審査会で指名停止事由に該当すると認められたとき。

同第3号関係

「県内における他の公共機関」とは、国、市町村、公社等をいう。

同第4号関係（契約違反）

- 1 「契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、次のような場合を代表的な例とする。
 - イ 正当な理由がなく1か月以上の履行遅滞となった場合において、かしが重大であると認められるとき。（工期又は納入期限等の延長承認申請を行い承認された場合を除く。）
 - ロ 契約内容の一部を履行せず、又は異なる内容で履行した場合において、かしが重大であると認められるとき。
 - ハ 契約履行の検査において、不良を指摘されてもその改善に応じないとき。
 - ニ その他契約条項に違反した場合において、かしが重大であると認められるとき。
- 2 前項の例などにより、県に対し損害を与えたときは、原則として期間の短期を3か月以上とし、最終的に契約解除に至ったときは、原則として期間の短期を6か月以上とするものとする。
- 3 正当な理由がなく2か月を超え4か月以内の履行遅滞となった場合は1か月を、4か月を超える履行遅滞の場合は2か月をそれぞれ指名停止期間に加算するものとする。また、虚偽の報告等により工事の遅延等を隠蔽するなどの悪質な行為が認められた場合には、審査会において1か月以上の期間を定めて指名停止期間に加算するものとする。

同第5号から第8号関係

- 1 公衆損害事故又は事業関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として指名停止を行わないものとする。
 - イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 2 「安全管理の措置が不適切であったため」及び「当該事故が重大であると認められるとき」の該当の有無は、原則として当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断するものとする。
- 3 県と締結した調達契約において、設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は調査等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合は、逮捕又は公訴の提起を待たずに指名停止を行うことができるものと

する。

同第 5 号関係（公衆損害事故）

- 1 「公衆」とは、当該事業関係者以外の者全てをいう（第 6 号も同様）。
- 2 県と締結した調達契約の履行に当たり、死亡させたときは 3 か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 5 か月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 か月～6 か月の指名停止とするものとする。

同第 6 号関係（公衆損害事故）

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 2 か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 3 か月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 か月以上の指名停止とするものとする。

同第 7 号関係（事業関係者事故）

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 2 か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 3 か月以上とするものとする。また、負傷させたときは、2 週間～2 か月の指名停止とするものとする。

同第 8 号関係（事業関係者事故）

「事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは 1 か月以上とし、複数の死亡者を生じさせた場合は原則として期間の短期を 2 か月以上とするものとする。また、負傷させたときは、2 週間～1 か月の指名停止とするものとする。

同第 9 号関係（県外における公衆損害事故、事業関係者事故）

「安全管理の措置が著しく不適切であったため」及び「当該事故が特に重大であると認められるとき」の該当の有無は、原則として役員等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことをもって判断するものとする。

「公衆に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき」において、死亡させたときは期間の短期を 3 か月以上とするものとする。また、負傷又は損害を与えたときは 1 か月～6 か月の指名停止とするものとする。

同第 10 号関係（贈賄）

「県職員」とは、県職員の身分を有する出向職員を含むものとする。また、県が出資金を 50% 以上出資している県関係公社等職員についても、同号を準用するものとする。

同第 12 号及び第 13 号関係（独占禁止法違反行為）

- 1 独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反した場合は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - イ 排除措置命令（独占禁止法違反行為の公表を含む。）
 - ロ 課徴金納付命令（課徴金減免制度の適用公表を含む。）
 - ハ 刑事告発
 - ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- 2 別表停止基準第 12 号及び第 13 号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった

と想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表停止基準第12号及び第13号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第11条第1項の規定を適用するものとする。

- 3 独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会が事業者を検事総長に告発した場合は、指名停止期間に3か月を加算するものとする。

同第12号及び第18号関係（独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

同第16号及び第17号関係（建設業法違反行為）

虚偽不正により建設業許可の取得をおこなった場合は、4か月以上の指名停止とするものとする。

同第17号関係

- 1 「建設業法の規定に違反し、監督処分を受けた場合で、・（中略）・、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき」とは、原則として、建設業法の規定に違反し、営業停止処分又は取消し処分がなされた場合をいう。
- 2 営業停止処分の場合において、原則として、営業停止期間が1～15日のときは1か月以上、16～30日のときは2か月以上、31日以上ときは3か月以上の指名停止措置をとるものとする。なお、指示処分がなされた場合においても、内容等を勘案して、指名停止措置を講じるものとする。
- 3 県発注工事において建設業法違反行為を行い許可取り消し又は営業停止処分を受けた場合は、原則としている指名停止措置期間に、許可取り消し又は営業停止事由1件につき1か月の加算を行うものとする。
- 4 県発注工事において、建設業法違反を行い指示処分を受けた場合は、原則として1か月の指名停止とするものとする。
- 5 建設業法違反による営業停止処分の対象地域に本県が含まれていた場合は、会社の所在地域や許可行政庁に関わらず指名停止を行うものとする。

同第18号関係（不正又は不誠実な行為）

- 1 競争入札参加資格者名簿の登載にかかる山形県財務規則第125条第1項から第3項に規定する、「その他知事が必要と認める書類」として提出された暴力団排除に関する誓約書に反し、同誓約書第4条に掲げる通報報告をしなかったときは、本号を適用することとする。
- 2 次のような事例については、原則として期間の短期を3か月以上とするものとする。
 - イ 従業員又は下請負業者若しくは資材業者に対し、正当な理由がなく賃金、下請負代金又は資材代金の不払があったとき。
 - ロ 脱税、偽計業務妨害、詐欺、産廃法違反等の法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - ハ 不当な情報提供要求等があったと認められるとき。「不当な情報提供要求等があったと認められるとき」とは、建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領第6条により公表されたことをもって判断するものとする。
 - ニ 不適正な積算内訳書の提出があったとき。
 - ホ 県との調達契約にあたり、正当な理由なく落札者決定後に契約を辞退したとき。
 - ヘ 過失により入札手続きを大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき
 - ト 低入札価格調査の際に、明らかに調査を受ける意思もなく落札決定保留後に辞退したとき。
 - チ 公正入札調査委員会における談合等不正行為に関する調査審議に際し、事情聴取に応じないとき。
 - リ 独占禁止法違反行為（第12、第13号に該当するものを除く。）があったとき。

ヌ 情報の漏洩等社会的不安を引き起こしたとき。

ル 県補助事業等に関し、その事業遂行が不適切であったため、補助金等の返還を求められた場合において、そのかしが重大であると認められるとき。（第3、第16、第17号に該当するものを除く。）

ヲ 労働安全衛生法第百条第1項及び労働安全衛生規則第九十七条第1項違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

同第19号関係

「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいうものとする。

なお、「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

附 則

- 1 この要綱運用基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成16年7月30日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱運用基準の一部改正の適用前に、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金納付命令が出されているものについては、なお従前の例による。

従前の例：公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者に対しては、当該審決に至る経緯、内容等を勘案した上で、別表期間の範囲内で、審判手続が開始されなかった場合の期間に比し、の期間を加重して運用することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、平成27年7月1日から適用する。
- 2 この要綱運用基準の一部改正の適用前に、事由の原因となる行為が行われたものに係る期間は、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱運用基準の一部改正は、令和4年9月1日から適用する。